

広島市規則第 4 5 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市物品管理規則の一部を改正する規則

広島市物品管理規則（昭和 4 4 年広島市規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 2 1 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 2 2 条第 1 項中「物品を」を「物品の」に、「しようとするときは、会計管理者に合議しなければならない」を「をすることができる」に改め、同条第 2 項中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に、「を寄託する」を「の寄託をする」に改め、同条第 3 項中「前条第 6 項」を「前条第 5 項」に、「寄託していた」を「寄託をしていた」に改める。

第 3 1 条第 2 項中「を経て」を「に報告するとともに、特に重要と認める事項があるときは、速やかに」に改める。

第 3 3 条第 2 項、第 3 4 条第 2 項及び第 3 5 条中「第 2 1 条第 4 項」を「第 2 1 条第 3 項」に改める。

第 4 4 条第 1 項第 1 号中「、官報、職員名簿」を削り、同条第 2 項を削る。

別表第 1 の表中「及び情報システム課」を「、デジタル行政推進室及びシステム基盤課」に改め、「、環境局施設部の施設課及び工務課にあつては施設課」を削り、同表こども未来局こども青少年支援部の項の次に次のように加える。

環境局環境施設部	施設調整担当課長
----------	----------

別表第 1 の表都市整備局スタジアム建設部の項を削る。

別表第 2 の表保健部（中区に所在するものを除く。）の項を削り、同表玖谷埋立地管理事務所の項中「玖谷埋立地管理事務所」を「恵下埋立地管理事務所」に、「環境局施設部埋立地整備管理課長」を「環境局環境施設部施設調整担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。